

かすみがうら市議会  
議長 小座野 定 信 様

かすみがうら市議会政治倫理  
条例に関する調査特別委員会  
委員長 設 楽 健 夫

かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会調査報告書（案）

本委員会の調査の結果について、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

記

1 本委員会設置の趣旨（会議録より抜粋）

令和4年第4回定例会において、議案第61号 かすみがうら市政治倫理条例の制定についてが提案され、賛成少数で否決となりました。令和4年第4回定例会において、提案されたかすみがうら市議会政治倫理条例は、市長等と議員の一体型のものでした。あまりに性急で議会において調査、研究する時間はありませんでした。政治倫理条例は、自治体によって4つに分類され、下記の調査報告があります。

- ①議員を対象に条例が制定されている自治体、416。
- ②市長等を対象に条例が制定されている自治体、9。
- ③議員と市長等が一体型で条例が制定されている自治体、183。
- ④議員の条例、市長等の条例を別々に両方制定している自治体、71。

全国の自治体数は1,718市町村ですが、そのうち679市町村で政治倫理条例が制定されている状況です。

その後、本市の議会議員選挙において政治倫理条例案に対する賛成、反対を巡る市民を巻き込んだ激しい動きがあり、多くの市民が知るところとなりました。そのため、新しい議会において冷静な議論によって市議会での議員提案による政治倫理条例制定を前提として、調査、研究する特別委員会を設置し、制定自治体の実態調査や先進事例の研究、市民の意見聴取など必要な調査を行い、市民の期待に応えていきたいと考えています。

2 委員会の設置

① 設置決議

令和5年3月3日の「令和5年かすみがうら市議会第1回定例会」において、発議第1号かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会の設置についての決議により設置した。

- ② 委員会の定数  
15名

③ 構成委員

委員長	設楽 健夫	副委員長	櫻井 健一
委員	矢口 龍人	委員	佐藤 文雄
委員	岡崎 勉	委員	来栖 丈治
委員	櫻井 繁行	委員	小倉 博
委員	久松 公生	委員	鈴木 貞行
委員	服部 栄一	委員	石澤 正広
委員	鈴木 更司	委員	塚本 直樹
委員	井出 有史		

3 調査対象

かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査

4 委員会の開催状況

- ① 令和5年3月3日（金）
- ② 令和5年3月17日（金）
- ③ 令和5年3月20日（月）
- ④ 令和5年5月26日（金）
- ⑤ 令和5年6月13日（火）
- ⑥ 令和5年8月23日（水）
- ⑦ 令和5年8月29日（火）

5 参考人、説明員の出席等

- ① 執行機関として出席を求めた者  
市長公室長（令和5年3月17日）

6 調査内容

市議会での議員提案による政治倫理条例制定を前提として、制定自治体の実態調査や先進事例の研究、市民の意見聴取など。

7 調査経過

- ・令和5年第1回定例会において、令和5年3月8日に付託された「発議第2号かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の制定について」について、令和5年3月17日、20日の2日間にわたって、慎重に審査を行いました。

- ・「発議第2号 かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の制定について」については、令和5年3月20日に修正案が提出され、全会一致をもって修正可決すべきものと決定し、同日付で議長に報告しました。
- ・令和5年3月20日の本委員会において、発議第2号を修正可決するものと決した後もかすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査については、引き続き調査することが必要と判断し、継続審査することとしました。
- ・令和5年3月24日、令和5年第1回定例会において、本委員会報告のとおり、「発議第2号 かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の制定について」について、修正可決されました。
- ・令和5年5月26日、本委員会を開催し、市長等の政治倫理条例が議決された後に審査請求権、審査会について市長等の政治倫理条例との整合性について議論することとしました。
- ・令和5年6月13日、令和5年第2回定例会において、閉会中の継続調査申出を行い、調査を継続するものとししました。
- ・令和5年8月23日、本委員会を開催し、施行された後のかすみがうら市議会政治倫理条例の課題について議論し、改正案を作成することとしました。
- ・令和5年8月29日、本委員会を開催し、別添 改正案を委員会提出議案として令和5年第3回定例会に提出することとしました。

## 8 調査結果